

水銀廃棄物の定義と保管基準・処理基準

	水銀含有ばいじん等	水銀使用製品産業廃棄物
定義	<ul style="list-style-type: none"> ①燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥 水銀含有量 15mg/kg 超 ②廃酸、廃アルカリ 水銀含有量 15mg/L 超 	<ul style="list-style-type: none"> ①環境省令で定める水銀使用製品 例) 水銀電池、蛍光灯、水銀体温計 ②①を部品として組み込んだ製品 ③水銀等の使用に関する表示がある製品
排出	<ul style="list-style-type: none"> ・保管基準の追加措置（掲示の表示）（※1） ・水銀含有ばいじん等の許可業者への委託（委託契約書、マニフェスト、帳簿の記載） ※回収対象物は、回収できる業者に委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管基準の追加措置（掲示の表示、仕切り等による区分保管）（※2） ・水銀使用製品産業廃棄物の許可業者への委託（委託契約書、マニフェスト、帳簿の記載） ※回収対象物は、回収できる業者に委託
収集運搬		<ul style="list-style-type: none"> ・破砕防止、区分収運
積替保管	<ul style="list-style-type: none"> ・（※1）と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・（※2）と同様
中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ・仕切り等による区分保管 ・水銀又はその化合物の大気飛散防止 ・水銀含有量 1,000mg/kg(L)以上は水銀回収（ばい焼その他加熱回収） ※回収した水銀廃棄物は廃水銀等に該当 ・埋立判定基準に適合させる場合、不溶化（溶融等）又はコンクリート固化 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕切り等による区分保管 ・水銀又はその化合物の大気飛散防止 ・液体の金属水銀を含む気圧計等は水銀回収（ばい焼、分離） ※回収した水銀廃棄物は廃水銀等に該当 ※残さ（ガラス等）は水銀付着を 13 号溶出試験等で確認し、適正処理・再生
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立判定基準以下の場合→管理型 ・埋立判定基準超過の場合→遮断型 ※必要に応じて不溶化等 ※廃酸・廃アルカリは埋立処分禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定型埋立処分禁止 ・必要に応じて不溶化等